

午後2時00分 開会

議 長

ただいまの出席委員は12人中11名です。
定足数に達しておりますので第29新城市農業委員会総会を開会します。

議 長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議ないものと認め指名いたします。
農業委員5番委員
農業委員6番委員 お願いします。

議 長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。
始めに第117議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第117号議案について説明いたします。
議案書2ページをご覧ください。所有権移転14件です。
お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。
それでは、3ページをご覧ください。
申請番号1番。
譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。
農業従事者は、申請者と姉がおり、それぞれ農作業歴は20年で、年間予定従事日数は150日、60日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は4,948㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、野菜・果物の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。
申請番号2番。
譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は相手方要望のため、売買により所有権移転するものです。
農業従事者は申請者のみで、農作業歴は64年で、年間予定従事日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は21,903.49㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。
申請番号3番。
譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は相手方要望のため、売買により所有権移転するものです。
農業従事者は申請者のみで、農作業歴は64年で、年間予定従事日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は21,903.49㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。
申請番号4番。
譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。
農業従事者は、申請者と妻、子がおり、それぞれ農作業歴は50年・30年・20年で、年間予定従事日数は300日、60日、60日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作

に問題はありません。取得後の経営予定面積は10,887.98㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号5番。

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者と妻がおり、それぞれ農作業歴は20年で、年間予定従事日数はそれぞれ60日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は2,748㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、蔬菜・果樹の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号6番。

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者と妻、父、母がおり、それぞれ農作業歴は12年、12年、42年、42年で、年間予定従事日数はそれぞれ300日、200日、250日、150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は48,692.51㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、茶の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号7番。

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者と父、母がおり、それぞれ農作業歴は15年、20年、18年で、年間予定従事日数はそれぞれ100日、280日、280日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は8,871㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号8番。

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者と妻、子がおり、それぞれ農作業歴は50年、40年、10年で、年間予定従事日数はそれぞれ100日、60日、35日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は10,457.76㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、さといもの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号9番。

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は申請者のみで、農作業歴は1年で、年間予定従事日数は200日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で30分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は3,297㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、たまねぎ・さつまいもの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号10番。

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

	<p>農業従事者は申請者、妻がおり、農作業歴は15年、0年で、年間予定従事日数は200日・130日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で15分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は4,180㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、くるみの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号11番。</p> <p>譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>農業従事者は申請者、夫がおり、農作業歴は25年、25年で、年間予定従事日数は180日・90日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は7,017.52㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、馬鈴薯・なす・きゅうり・さつまいもの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号12番。</p> <p>譲受人の新規就農のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>農業従事者は申請者、夫がおり、農作業歴は10年、20年で、年間予定従事日数は180日・70日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は2,123㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、茄子・馬鈴薯・栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号13番。</p> <p>譲受人の新規就農のため、また譲渡人は健康上管理困難なため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>農業従事者は申請者、妻がおり、農作業歴は0年、4年で、年間予定従事日数は150日・90日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の移住予定の住宅から徒歩で1～3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は1,018㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。権利取得後は、梅・香花(こうばな)・栗・野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号14番。</p> <p>譲受人の新規就農のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>農業従事者は申請者、夫がおり、農作業歴は0年で、年間予定従事日数は80日・150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の移住予定の住宅から徒歩で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は3,520.69㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。権利取得後は、柚・筍・檜・椎茸・野菜・梅の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号1番から14番について、許可することを原案といたします。</p> <p>第117号議案の説明を終わります。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。
	担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議 長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を採りたいと思います。
議 長	第117号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(賛成多数)

議 長	賛成多数と認め第117号議案は原案のとおり決定いたします。
議 長	次に第117号議案の農地法第4条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第118号議案について説明させていただきます。議案書8ページをご覧ください。 転用1件です。議案書9ページをご覧ください。 申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 申請者は自宅敷地内に駐車場がないため、平成11年ごろより、当該地を駐車スペースとして利用しておりました。として利用しておりました。今般、農地であることが判明したため、是正をかねて申請をするものです。以前より駐車場として利用していたことへの始末書が添付されております。 農地区分は表の第2種農地の③に該当します。本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、住宅敷地としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。排水方法、日照等に問題はなく、周辺農地等の営農へ支障はないと思われます。 以上、第118号議案1件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議 長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を採りたいと思います。
議 長	第118議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第118号議案は原案のとおり決定いたします。
議 長	次に第119号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第119号議案について説明させていただきます。議案書10ページをご覧ください。 所有権移転11件、賃借権設定1件です。 議案書12ページをご覧ください。 申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 譲受人は市内のアパートにて家族3人で暮らしており、持ち家の検討をしています。受入夫婦に自己所有地がなく苦慮していたところ、祖母所有農地を譲り受ける話がまとまり、申請地に分家住宅を建築するものです。 農地区分は、表第2種農地の③に該当します。本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので、第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。建ぺい率20.85%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます 2番はいちど取り下げ、来月案件にて再提出予定となります。 申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。 譲受人は市内にて両親と生活しております。住宅敷地内に駐車スペースがないため、当該地

を昭和55年ごろより、地権者より土地を借り受けて駐車場として利用しておりました。今後も駐車場として利用しますので、正式に土地売買契約を結び、是正もかねて申請するものです。

農地区分は、表の第2種農地の③に該当します。本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、駐車場としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。排水方法・日照等に問題はなく、周辺農地等に支障はないと思われま

申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は豊田市にて売電事業を営んでおり、本市にもいくつかの発電施設を設置しております。事業拡大に伴い、事業用適地を探していたところ、地権者との売買の合意にいたり、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は表の第2種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、すべて全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号5番～8番。転用事業者が同一であるため、一括にて説明します。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は広島県にて売電事業を営んでおり、本市にもいくつかの発電施設を設置しております。事業拡大に伴い、採算性のとれる事業用適地を探していたところ、それぞれの地権者との売買の合意にいたり、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分はいずれも表の第2種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、すべて全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号9番。申請者、申請地記載のとおり。

借人は静岡県にて売電事業を営んでおります。事業拡大に伴い、事業用適地を探していたところ、地権者と賃借の合意にいたり、当該地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は表の第2種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、すべて全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号10番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は豊川市に本店をおくベトナム産の輸入品販売事業者です。今般、事業拡大に伴い倉庫建設予定地に隣接した当該地に作業場・駐車場を設置するものです。

農地区分は表の第2種農地の③に該当します。本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、すべて全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号11番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は本市へ移住・民宿経営を予定し、事業用適地を探していたところ、地権者との売買に合意にいたり、当該地に駐車場・作業場・テラス等を設置するものです。

農地区分は表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第2種農地に該当します。本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので第2種農地の許可基準を満たします。

	<p>次に転用許可の一般基準についてですが、すべて全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま</p> <p>申請番号12番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>譲受人は、豊橋市在住で福祉器具のメンテナンス製造業を営んでおります。今般、本市へ移住し、住宅隣接地に事業所移転に向け、適地を探していたところ、地権者と土地の売買の合意にいたり、当該地に住宅・作業場・カーポートを建築するものです。</p> <p>農地区分は表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第2種農地に該当します。本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設です。第2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、すべて全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第119号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第119号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第120号議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは第120号議案について説明させていただきます。議案書15ページをご覧ください。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。</p> <p>貸借権設定12件、使用貸借権設定29件 合計41件であり、そのうち6件が新規設定です。</p> <p>議案書16ページをご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり朗読)</p>
議 長	<p>以上、番号1番から41番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第120号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号8番、32番から34番について、6番、12番農業委員が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、議事参与の制限を受ける案件以外の番号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>

議 長	議事参与を受ける案件以外の番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定いたします。
議 長	続いて、番号8番になります。ここで12番農業委員には、一時退室をお願いします。 (委員退室)
議 長	それでは、12番農業委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第120号議案の該当番号については原案のとおり決定いたします。
議 長	事務局は、委員を入室させてください。 (委員入室・着席)
議 長	続いて、番号32番から34番になります。ここで6番農業委員には、一時退室をお願いします。 (委員退室)
議 長	それでは、6番農業委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第120号議案の該当番号については原案のとおり決定いたします。
議 長	事務局は、委員を入室させてください。 (委員入室・着席)
議 長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第1から第6、報告案件計39件について説明いたします。 (議案書の内容を朗読)
	以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。 ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。 以上をもちまして第29回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。